

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第21号

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(消防課) 第4条 消防課は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(17)まで <省略> <u>(18)</u> <省略> <u>(19)</u> <省略> <u>(20)</u> <省略> <u>(21)</u> <省略> <u>(22)</u> <省略> <u>(23)</u> <省略> <u>(24)</u> <省略> <u>(25)</u> <省略> <u>(26)</u> <省略> <u>(27)</u> <省略>	(消防課) 第4条 消防課は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(17)まで <省略> <u>(18) 救急業務の高度化に関すること。</u> <u>(19)</u> <省略> <u>(20)</u> <省略> <u>(21)</u> <省略> <u>(22)</u> <省略> <u>(23)</u> <省略> <u>(24)</u> <省略> <u>(25)</u> <省略> <u>(26)</u> <省略> <u>(27)</u> <省略> <u>(28)</u> <省略>

(28) <省略>

(29) <省略>

(30) <省略>

(31) <省略>

(32) <省略>

(33) <省略>

(29) <省略>

(30) <省略>

(31) <省略>

(32) <省略>

(33) <省略>

(34) <省略>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。